



# 岡山市省エネ機器更新緊急支援補助金(第3弾)

商工業者向け

エネルギー価格高騰の影響を受ける市内中小・小規模事業者を緊急的に支援するため、工場・店舗・事務所等で使用する事業用の設備・機器を**更新**し、省エネ化するために必要な経費の一部を助成します。

**補助対象者** 以下の①～③のいずれにも該当する中小・小規模事業者

- ① **市内**に事業所を有する者 ※第1弾、第2弾の交付を受けた事業者を除く
- ② **令和6年12月6日(金)**までに補助事業を完了し、かつ、支払が完了できる者
- ③ 今後も事業を継続する意思がある者

補助対象経費	補助額(税抜き部分を補助)	補助率
省エネ設備・機器の購入・設置工事費 ※裏面の「主な補助対象外経費」もご確認ください	法人: 上限 <b>200万円</b> 、下限 <b>15万円</b> 個人事業主: 上限 <b>50万円</b> 、下限 <b>10万円</b>	<b>2/3</b>

## 補助対象となる事業用の省エネ設備・機器

- ・市内の工場・店舗・事務所等へ設置するもの。自宅兼事務所等への設置は対象外です。
- ・生産設備やサービス等を提供するために必要な事業用の省エネ設備・機器(**更新に限定**)

※更新前と比較して、1台(LED照明設備の場合は一式)ごとに「**5%以上**」の**省エネルギー効果**が見込まれる設備・機器が対象(設備・機器メーカーまたは、納入業者による証明が必要です。)

※設備・機器1台ごとの本体価格(但し、LED照明設備の場合は本体価格及び設置工事費一式)について、法人の場合は**税抜22.5万円以上**、個人事業主の場合は**税抜15万円以上**である必要があります。

<対象設備の例>

工作機械、高性能ボイラ、LED照明設備、空調機器(エアコン)、厨房機器、冷凍・冷蔵庫、重機、フォークリフト等



**交付決定までの流れ** **オンラインでのみ申請を受付けます。** (<https://syoene2023-3.okayama-shinsei.jp>)

申請は1事業者1回限り



※QRコードはデンソーウェブの登録商標です

### 1. エントリー申請

【受付期間】

**令和6年5月7日(火)9時～5月20日(月)17時**

・エントリー申請の総額が予算額を超えた場合、受付期間終了後に「**抽選**」を行います。

### 2. 抽選

⇒事務局から「抽選結果」をメールにて通知します。

※**抽選結果により補助金の交付が決定されるわけではありません。**

### 3. 交付申請

【受付期間】

**抽選結果通知後 6月3日(月)～6月17日(月)**

### 4. 審査・交付決定

※**交付決定前に設備・機器を契約、発注、購入等した場合は、補助金の交付が受けられません。**

※**申請の際は、申請内容や書類等に不備がないか必ず確認してください。**

不備等がある場合は、不交付となることや交付決定が遅れることがあります。

## 問い合わせ・申請サポート先

岡山市省エネ機器更新緊急支援補助金コールセンター

TEL: 086-238-2885(9時～17時 土日祝日除く)

岡山商工会議所、岡山北商工会、岡山西商工会、岡山南商工会、赤磐商工会瀬戸支所

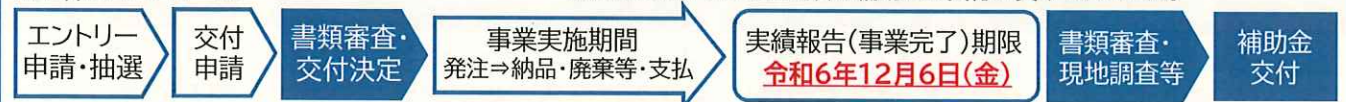
※裏面もご確認ください。

## 全体スケジュールと主な添付書類

**※実績報告(事業完了)期限:令和6年12月6日(金)まで**

※納品が遅れる等、事業者の責めに帰さない理由であっても、期限内に納品、支払まで完了できない場合は補助金の交付が受けられません。

### 1.全体スケジュール



※「現地調査」は事業完了後に加え、交付決定前や事業期間中にも、必要に応じて実施することがあります。

### 2.主な添付書類 (詳細はオンライン申請画面や交付実施要綱、Q&Aをご確認ください。)

#### <エントリー申請時>

- ①設備・機器の購入・設置経費の金額を証する書類(見積書の写し)
- ②收受印のある直近の確定申告書・決算書の写し  
(e-Taxの場合は受信通知を併せて提出)

#### <交付申請時>

- ①同一条件の相見積書の写し  
(設備・機器の購入・設置経費1台(LED照明設備の場合は一式)ごとの金額が税込100万円を超える場合)
- ②更新(入替)前の設備・機器の写真(使用状況が分かるもの)
- ③設備・機器比較証明書(省エネルギー性能を証する書面)
- ④岡山市内に事業所を有していることを証する資料  
法人: 收受印のある法人市民税確定申告書(第二十号様式)の写し  
(eLTAXの場合は申告受付完了通知を併せて提出)  
個人事業主: 固定資産税課税明細書の写し、賃貸借契約書の写し等
- ⑤市税の滞納無証明書(写し)
- ⑥本人確認書類の写し(個人事業主の場合)  
例: マイナンバーカード(表)、運転免許証(表裏)、パスポートの写し等

#### <実績報告時>

- ①既存設備・機器の廃棄等証明書
- ②補助対象設備・機器の写真  
(設置状況や型番が確認できるもの)
- ③補助対象設備・機器等の経理書類  
・発注書(契約書・注文書等)  
・納品書  
・請求書  
・補助対象経費の支払い(銀行振込※)を証する書類の写し  
(振込金受取書、振込明細書、通帳(表紙と該当記帳箇所)等)  
※支払いは**銀行振込(ネットバンキングを含む)のみ可**  
現金払やクレジットカード払、小切手・手形払、ポイント払、電子マネー払等は不可
- ④本補助金の振込先として指定する通帳の写し  
(表紙と通帳を開いた1・2ページ目の両方)

### 主な補助対象外経費

(必ず交付実施要綱、Q&Aをご確認ください。以下は一部のみを記載しています。)

- ①交付決定よりも前に**事業着手**(契約、発注、購入等)したものの
- ②申請者の**関連会社**(資本関係のある会社、役員を兼任している会社、代表者の親族(2親等以内)が代表者若しくは役員として属する会社等)、代表者の親族(2親等以内)から購入したもの
- ③一般価格や市場価格と比べて**著しく高価**なもの及び中古品
- ④他の業務に使用できる汎用性の高い設備・機器等(事務用のパソコン、プリンタ、タブレット等)
- ⑤公租公課(消費税及び地方消費税)
- ⑥自動車等車両(道路運送車両法施行規則第2条の大型特殊自動車及び小型特殊自動車を除く)
- ⑦消耗品類に要する経費
- ⑧既存設備・機器等の撤去及び廃棄費用、リサイクル料金
- ⑨現金払やクレジットカード払、小切手・手形払、ポイント払、電子マネー払等、銀行振込以外で支払いしたもの
- ⑩支払いにかかる手数料(振込手数料、代引手数料、ネット決済手数料等)
- ⑪国・県・市等、他の補助金の対象となっている経費

### 本補助金における中小・小規模事業者の定義

支給対象となりうる者	支給対象にならない者
<ul style="list-style-type: none"> <li>○会社および会社に準ずる営利法人 (株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、特例有限会社、企業組合・協業組合)</li> <li>○個人事業主(商工業者であること)</li> <li>○以下の要件を満たした特定非営利活動法人               <ol style="list-style-type: none"> <li>①法人税法上の収益事業(法人税法施行令第5条に規定される34事業)を行っていること</li> <li>②認定特定非営利活動法人でないこと</li> </ol> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○法人税法(昭和40年法律第34号)別表第一に規定する公共法人</li> <li>○協同組合等の組合</li> <li>○任意団体等</li> <li>○宗教上の組織又は団体、政治団体</li> <li>○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は当該営業に係る同条第13項に規定する接客業務受託営業を行う事業者</li> <li>○医療法人、社会福祉法人、学校法人、一般社団法人、公益社団法人、一般財団法人、公益財団法人、認定特定非営利活動法人、(病院・助産所等を個人名義で開設している)医師、歯科医師、助産師</li> <li>○個人農林漁業者及び農事組合法人</li> <li>○本補助金の趣旨及び目的に照らして適当でない認められる事業者</li> </ul>

#### 中小・小規模事業者 (下記のいずれかを満たすこと)

業種分類表	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
①製造業、建設業、運輸業、その他の業種(②~⑦以外)	3億円以下	300人以下
②ゴム製品製造業(自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。)	3億円以下	900人以下
③卸売業	1億円以下	100人以下
④小売業	5千万円以下	50人以下
⑤サービス業(⑥⑦以外)	5千万円以下	100人以下
⑥ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
⑦旅館業	5千万円以下	200人以下

※代表者、役員、パートを除く

**! 不正受給は重大な犯罪です! 虚偽の申請は絶対に行わないでください。**